○仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程

昭和５９年３月２８日
仙台市職員共済組合規程第５号

（目的）

第１条　この規程は、仙台市職員共済組合就業規則（昭和５９年仙台市職員共済組合規則第４号）第１９条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。

２　再雇用職員には、扶養手当、住居手当を支給しない。

（給与の支払等）

第３条　給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、職員からの申出があるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

２　業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

３　給与の支給期日及び支給方法については、職員の給与に関する条例（昭和２６年仙台市条例第６５号）の適用を受ける職員（同条例第２２条に規定する臨時職員等を除く。以下「仙台市職員」という。）について定められているものの例による。

（給料表及び職務の級）

第４条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第１に定める給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第２に定める級別標準職務表に定めるところによる。

２　職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第３に定める級別資格基準表に定めるところによる。

（給料）

第５条　職員には、正規の勤務時間における勤務に対する報酬として、給料を支給する。

２　すべての職員の職は、前条に規定する級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給するものとする。

（初任給）

第６条　新たに職員となった者の職務の級及び号俸は、別表第４に定める初任給基準表に定めるところにより決定する。ただし、この基準により難い場合は、他の職員との均衡を失しない範囲で理事長が決定する。

（昇格）

第７条　職員の勤務成績が良好で、理事長が適当と認めた場合は、職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更すること（以下「昇格」という。）ができる。

２　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第５に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

３　前各項の規定及び別に定めるもののほか、昇格に関しては仙台市職員について定められているものの例による。

（昇給）

第８条　職員の昇給は、仙台市職員について定められているものの例により、その者の勤務成績に応じて、行うものとする。

２　前項の規定により職員を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給日前１年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸（５５歳に達した日以後の最初の３月３１日後に在職する職員については仙台市職員について定められているものの例による。）とすることを標準とする。

３　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

４　職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

５　前各項の規定及び別に定めるもののほか、昇給に関しては仙台市職員について定められているものの例による。

（昇給期間の短縮）

第９条　削除

（給料に関するその他の事項）

第１０条　前条までの規定及び別に定めるもののほか、給料に関しては、仙台市職員について定められているものの例による。

２　再雇用職員には、第６条から第８条までの規定を適用しない。

（扶養手当等）

第１１条　扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当に関しては、仙台市職員について定められているものの例による。

（給料の減額）

第１２条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のほか、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給料を減額して給与を支給する。

２　前項の勤務１時間当たりの給料額は、仙台市職員について定められているものの例による。

（病欠者及び休職者の給与）

第１３条　病気欠勤者及び休職者の給与については、仙台市職員について定められているものの例による。

（給与からの控除）

第１４条　次の各号に定めるものについて、職員から申出があった場合は、第３条第１項の規定にかかわらず、当該職員の給与からこれを控除することができる。

(1)　貯金経理の行う預け入れ金

(2)　仙台市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金

(3)　互助会の貸付金及び互助会があっ旋した金融機関の貸付金に係る返済金及び利息

(4)　互助会が指定し、又はあっ旋した物品の購買代金

(5)　互助会の団体取扱契約に係る生命保険料

（この規程により難い場合の措置）
第１５条　特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当と認められる場合は、理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

１　この規程は、昭和５９年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日の前日に、仙台市職員共済組合仙台都市センター職員の給与に関する規程（昭和４５年仙台市職員共済組合規程第５号）の適用を受けていた者で、引きつづきこの規程の適用を受ける職員となった者の給料月額は、第６条の規定に準じて理事長が決定する。

附　則

１　この規程は、昭和５９年１２月２７日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、昭和６０年１２月２５日から施行し、昭和６０年７月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、昭和６１年１２月１９日から施行し、昭和６１年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、昭和６２年４月１日から施行する。
２　昭和６２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。
３　前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第２の新号俸欄に定める号俸とする。
４　前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第８条第１項及び第３項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

附　則

１　この規程は、昭和６２年１２月１８日から施行し、昭和６２年４月１日

から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、昭和６３年１２月２０日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成元年１２月１５日から施行し、平成元年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成２年１２月１９日から施行し、平成２年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成３年１２月１７日から施行し、平成３年４月１日から適用する。
２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成４年４月１日から施行する。
２　平成４年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とする。
３　前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第８条第１項及び第２項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

附則別表（附則第２項関係）

旧号俸	新　号　俸		
	１　級	２　級	３　級
１			１
２	１	１	２

3	2	2	3
4	3	3	4
5	4	4	5
6	5	4	6
7	6	5	7
8	7	6	7
9	8	7	8
10	9	8	9
11	10	9	10
12	10	10	11
13	11	10	12
14	12	11	13
15	12	12	13
16	13	12	14
17	13	13	15
18	14	14	15
19	15	14	16
20	15	15	16
21	16	15	16
22	16	16	17
23	17	16	17
24	17	16	18
25	17	17	18

附　則

１　この規程は、平成５年１２月２２日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成６年１２月２７日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成７年１２月２２日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この規程は、平成８年２月２２日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成８年１２月２６日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成１０年３月２６日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成１０年１２月２５日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成１１年１２月２４日から施行し、平成１１年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１８年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年仙台市条例第７２号）に定められているものの例による。

附　則

１　この規程は、平成２０年１月１日から施行する。

２　平成１９年４月１日において５４歳以上５６歳未満の者で、改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第８条第２項の規定の適用については、同項中「５５歳」とあるのは、「５６歳」とする。

附　則

１　この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年仙台市条例第３６号）に定められているものの例による。

附　則

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２２年仙台市条例第５６号）に定められているものの例による。

附　則

１　この規程は、平成２４年１２月１日から施行する。

２　この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２４年仙台市条例第５９号）に定められているものの例による。

附　則

１　この規程は、平成２５年３月２１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２６年１２月２５日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成２８年１２月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、平成２９年１２月２６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和元年１２月２６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

２　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

１　この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則(令和４年１２月２６日改正)

１　この規程は、令和４年１２月２６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則(令和５年１２月２２日改正)

１　この規程は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則(令和６年１２月２３日改正)

１　この規程は、令和６年１２月２３日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

２　改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則(令和７年３月１４日改正)

この規程は、令和７年３月１４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表第１　給料表（第４条関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,900	273,000	294,100
2	185,000	274,400	295,700
3	186,100	275,800	297,300
4	187,200	277,200	298,900
5	188,500	278,600	300,600
6	190,000	280,000	302,300
7	191,500	281,400	304,000
8	193,100	282,800	305,700
9	194,800	284,200	307,400
10	196,600	285,600	309,100
11	198,500	287,000	310,800
12	200,400	288,400	312,500
13	202,300	289,800	314,200
14	204,200	291,200	315,900
15	206,100	292,600	317,600
16	208,000	294,000	319,300
17	209,900	295,400	321,000
18	211,800	296,800	322,700
19	213,700	298,200	324,500
20	215,600	299,700	326,300
21	217,500	301,200	328,100
22	219,400	302,700	329,900
23	221,300	304,200	331,700
24	223,100	305,700	333,500
25	225,000	307,200	335,200
26	226,700	308,700	336,900
27	228,400	310,200	338,600
28	230,000	311,700	340,300
29	231,600	313,100	341,900
30	233,200	314,500	343,500
31	234,800	315,900	345,100
32	236,400	317,300	346,800
33	238,000	318,600	348,500
34	239,600	319,900	350,200
35	241,200	321,200	351,900
36	242,800	322,500	353,600
37	244,400	323,700	355,300
38	246,000	324,900	356,800
39	247,600	326,200	358,400
40	249,100	327,500	360,000
41	250,600	328,700	361,200
42	252,100	330,100	362,300
43	253,500	331,500	363,400
44	255,000	332,900	364,400
45	256,500	334,300	365,300
46	258,000	335,500	366,200
47	259,500	336,700	367,100
48	261,000	337,800	368,000
49	262,400	338,900	368,700
50	263,900	340,000	369,400
51	265,300	341,100	370,100
52	266,800	342,200	370,800
53	268,300	343,300	371,500
54	269,700	344,100	372,200
55	271,100	344,900	372,900
56	272,500	345,600	373,600
57	273,900	346,300	374,300
58	275,300	347,000	374,900
59	276,700	347,700	375,500
60	278,100	348,400	376,100

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
61	279,500	349,100	376,500
62	280,900	349,700	377,100
63	282,300	350,300	377,700
64	283,700	350,900	378,300
65	285,200	351,500	378,800
66	286,600	352,000	379,300
67	288,000	352,500	379,800
68	289,400	353,000	380,300
69	290,800	353,500	380,900
70	292,200	354,000	381,300
71	293,600	354,500	381,700
72	294,900	355,000	382,100
73	296,300	355,500	382,700
74	297,700	356,000	383,100
75	299,000	356,500	383,500
76	300,300	357,000	383,900
77	301,700	357,500	384,500
78	303,000	358,000	384,900
79	304,300	358,500	385,300
80	305,600	359,000	385,700
81	306,900	359,600	386,300
82	308,200	360,100	386,700
83	309,500	360,600	387,100
84	310,800	361,100	387,500
85	312,000	361,500	388,100
86	313,200	362,000	388,500
87	314,500	362,500	388,900
88	315,800	363,000	389,300
89	317,200	363,400	389,800
90	318,500	363,800	390,200
91	319,700	364,200	390,600
92	321,000	364,600	391,000
93	322,300	365,100	391,600
94	323,500	365,500	392,000
95	324,700	365,900	392,400
96	325,900	366,300	392,800
97	327,100	366,800	393,400
98		367,200	393,700
99		367,600	394,100
100		368,000	394,500
101		368,500	394,700
102		368,900	395,000
103		369,300	395,300
104		369,700	395,600
105		370,100	395,900
106			396,200
107			396,500
108			396,800
109			397,000
110			397,300
111			397,600
112			397,900
113			398,100
114			398,400
115			398,700
116			399,000
117			399,200
定年前再雇用職員	基準給料月額 206,700	基準給料月額 249,300	基準給料月額 268,200

別表第２　級別標準職務表（第４条関係）

（平 28.3 、平 29.12　改正）

職務の級	標　　準　　職　　務
１　　級	定型的な業務を行う職務
２　　級	１　主任の職務 ２　専門員の職務 ３　特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３　　級	１　係長の職務 ２　主査の職務 ３　困難な業務を処理する主任の職務

別表第３　級別資格基準表（第４条関係）　（平 22.11、平 28.3、令 5.12 改正）

学歴免許等	職務の級	職務の級
	２級	３級
大学卒	6	2
	6	8
短大卒	6	2
	9	11
高校卒	6	2
	11	13

上段の数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第４　初任給基準表（第６条関係）　（令 5.12 改正）

学歴免許等	初　任　給	経 験 年 数 等 に よ る 調 整
大学卒	１級２５号俸	経験年数を有する者等については、仙台市職員について定められているものの例により初任給を調整することができる。
短大卒	１級１５号俸	
高校卒	１級５号俸	

別表第５　昇格時号俸対応表（第７条関係）　(令７.３改正)

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	34
43	1	35
44	1	36
45	1	37
46	1	37
47	1	38
48	1	38
49	1	39
50	2	39
51	3	40
52	4	40
53	5	41
54	6	41
55	7	42
56	8	42
57	9	43
58	10	43
59	11	44
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	46
64	16	46
65	17	47
66	18	47
67	19	48
68	20	48
69	21	49
70	22	49
71	23	50
72	24	50
73	25	51
74	26	51
75	27	52
76	28	52
77	29	53
78	30	53
79	31	54
80	32	54
81	33	55
82	34	55
83	35	56
84	36	56
85	37	57
86	38	58
87	39	59
88	40	60
89	41	61
90	42	61
91	43	62
92	44	62
93	45	63
94	46	63
95	47	64
96	48	64
97	49	64
98		65
99		66
100		67
101		68
102		68
103		68
104		69
105		69